

韓国側質問事項に対する回答

【質問1】

韓国では預金の場合、死亡前1年以内に被相続人が2億ウォン以上引き出し(死亡前2年以内の場合、5億ウォン)で、私的に浪費した場合、引き出し金額の20%(限度2億ウォン)を控除した、残りの金額を相続財産として推定し、課税しており、これを推定相続財産といいます。

しかし日本では課税時点に財産自体がない場合、課税対象に包含させないで税務調査の時、これを把握して課税対象可否をチェックしています。税務調査時点において、推定相続財産として課税される場合が多いですか？

【回答】

日本では、韓国のような預金の引出等に対する「推定相続財産」の規定はありません。質問にあるように、課税時点において財産がない場合は、課税財産に含めずに申告します。但し、預金を引出した後、その用途等が明確な場合は、課税財産に含めて申告します。

例えば、実際に現金で残っている場合、又は残っていると客観的に判断できる場合は、本来財産である現金として課税財産に含めます。また、引出した現金を他の相続人等に贈与していた場合、又は贈与していたと客観的に判断できる場合は、生前贈与加算の対象となり、3年以内の贈与財産の価額として、課税財産に加算して申告します。

申告時に上記の処理をせず、税務調査時に指摘を受けた場合は、上記の処理に準じて、課税されることとなります。

【質問2】

相続時精算課税に対する質問です。

65才以上になった両親から、20才以上の子供が精算課税制度を選択した比率はどの位で、相続人は主にどの場合に相続時精算課税制度の適用を受けようと思いませんか？

精算課税を選択する場合、メリットとしてどのようなものがありますか？

【回答】

1. 相続時精算課税制度を選択した比率

「20歳以上の子供が精算課税制度を選択した比率」の統計資料はありませんが、平成20年の税務統計資料では、「暦年課税の贈与税申告人員」が

252,339人に対して、「相続時精算課税制度を適用した申告人員」が74,108人であり、その比率は22.7%です。

また、同様に「相続人数」139,239人のうち、「相続時精算課税制度適用者」は3,208人で、2.3%となっています。

2. 相続時精算課税制度の適用のメリット

1) 暦年課税(贈与税)の控除額(110万円)や税率(10~50%)と比較して、精算課税制度の控除額は2,500万円と大きいこと、控除額を超えても税率が20%と一定であることから、一度に多くの贈与を行っても納税額が抑えられます。

また、相続発生時点での精算額が控除額の範囲内であれば、相続税も課税されないため、生前贈与による税負担が軽減されます。

2) 相続発生時に相続財産に加算される価額は、贈与時点の価額となりますので、将来に価値の上昇が見込まれる財産(株式等)の評価額が抑えられます。

また、収益物件などの場合、精算課税制度適用による贈与後の収益は相続人に移転し、相続税の課税対象とはなりません。

以上のメリットから、個人の住宅取得資金の贈与、事業承継の準備や早期の実施、相続税の納税資金の事前準備などに利用されます。

【質問3】

韓国の場合、相続税賦課除斥期間が以下と同じだが、日本の場合、相続税賦課除斥期間はどのようですか？

①一般的な場合

法定申告期限の次の日から10年

②無申告、架空債務、金融財産申告脱落、名義書替を要する財産を相続人名義で申告日まで登記などをせずに、申告脱落、詐欺、その他不正な行為で遁脱した場合、

法定申告期限の次の日から15年

③詐欺、その他不正な行為で遁脱した場合で、一定の有形の隠匿財産価額の合計額が50億ウォンを超過する場合、

当該財産の相続、贈与があるということを知った日から1年

【回答】

日本における除斥期間は、以下の通りです。

①一般的な場合

法定申告期限の次の日から3年

②無申告あるいは納付すべき税額を減少させる更正又は賦課決定の場合

法定申告期限の次の日から5年

③偽りその他不正の行為により、税額の全部又は一部を免れる更正決定等の場合
法定申告期限の次の日から7年

【質問4】

相続税調査結果に対して、納税者が不服を申し立てる比率が、全体調査件数対比何%程度を占めて、不服に対する納税者の意見を引用する比率は不服件数対比何%程度を占めますか？

【回答】

統計の集計期間が、データによって異なっていることを、まずお断り申し上げます。

いずれも、国税庁HPからの引用です。

税目は相続税・贈与税がまとめられています。

I 調査件数

14,110件(2008事務年度:2008年7月～2009年6月)

II そのうち非違発見件数

12,008件

III 現処分庁への異議申立件数

352件(2009年度:2009年4月～ 2010年3月)

IV IIIのうち納税者の意見を支持した処分割合(相続税・贈与税だけのものではありません。全税目を通じた割合です)

①一部取消 10.5%

②全部取消 1.3%

V 国税不服審判所への審査請求件数

179件(2009年度:2009年4月～ 2010年3月)

VI Vのうち納税者の意見を支持した裁決割合(全税目を通じた割合)

①一部取消 9.3%

②全部取消 5.5%

VII 裁判所への訴訟提起件数

24件

VIII VIIのうち納税者の意見を支持した判決の割合(全税目を通じた割合)

①一部勝訴 2.5%

②全部勝訴 2.5%

IX 総括

調査を受け、税務署の処分に反対である納税者の意見が認められる割合は上記であるとして、件数で考察すると、現処分庁に対して行う異議申立では352件中41件、国税不服審判所に対して行う不服審査請求では179件中26件、税務訴訟にいたると、29件中1件ということになる。昨今、改善されつつあるとはいえ、税務訴訟における納税者の立場は非常に厳しいものがあるといわざるを得ない。

日本側質問事項に対する回答

(質問1)

日本において、相続税の申告が必要かどうか(相続税が課税されるかどうか)の最も簡単な判断基準に50,000千円+10,000千円×法定相続人の数=遺産に係る基礎控除額を用います。韓国においては、課税標準の計算上相続控除が多くあるので、その課否判定はどのようにしているのか？

(回答)

実務上はまず、総相続財産及び相続人の数を把握します。

配偶者がいる場合、相続財産10億ウォンまでは相続税の負担はありません。しかし、相続財産が10億ウォンを超えれば事情は違ってきます。

相続財産が21億ウォン(不動産16億+預金5億)、配偶者+子供2人の場合

(1) 配偶者が法定相続持分(3/7)通りに財産を分割する場合の控除金額は

- | | |
|----------------|----------------------|
| ① 基本控除(一括適用) | 500,000,000ウォン |
| ② 配偶者控除(3/7) | 900,000,000ウォン |
| ③ 金融財産控除 | 100,000,000ウォン |
| 控除金額合計 | 1,500,000,000ウォン |
| ④ 課税標準 | 600,000,000ウォン |
| ⑤ 算出税額 | 120,000,000ウォン |
| ⑥ 納付税額(10%控除後) | 108,000,000ウォンになります。 |

@ 配偶者が法定相続分より多く財産を分配されても配偶者控除は変わりません。

しかし、子供が1人の場合は状況が変わってきます。

(2) 法定相続持分(3/5)通りに財産を分割する場合の控除金額は

- | | |
|----------------|---------------------|
| ① 基本控除(一括適用) | 500,000,000ウォン |
| ② 配偶者控除(3/5) | 1,260,000,000ウォン |
| ③ 金融財産控除 | 100,000,000ウォン |
| 控除金額合計 | 1,860,000,000ウォン |
| ④ 課税標準 | 240,000,000ウォン |
| ⑤ 算出税額 | 38,000,000ウォン |
| ⑥ 納付税額(10%控除後) | 34,200,000ウォンになります。 |

結論的には①相続財産10億以上、②相続人の数をチェックします。

이상 계속하여 경영한 경우에는 80 억 원, 피상속인이 20 년 이상 계속하여 경영한 경우에는 100 억 원을 한도로 합니다.

(質問2)

日本における相続税の配偶者の税額軽減は、1億6千万円が控除限度額で韓国における配偶者控除は30億ウォンが控除限度額とあります。貨幣価値の違いを鑑みても、この控除があれば相続税は課税されにくいと考えられるのですが配偶者控除がここまで大きい理由は何でしょうか？

(回答)

韓国の場合、遺産税方式を採用しています。遺産税方式の短所は遺産総額に対して課税するので遺産取得者の担税力による課税ができない点と遺産分割方法が違ってても税額に変動がないという点です。したがって、中産層を保護し一定の財産範囲の中で相続控除等を反映し相続税の負担を少なくする政策が必要であると思います。

韓国で配偶者控除額が大きい理由は、夫婦間の富の移転は「富の世帯内の移転」であるため、配偶者が実際に受け取る金額を一定限度内で控除することにより相続税負担を少なくしています。

質問1の計算事例をみると総相続財産21億ウォンを配偶者と子供2人の法定持分通りに相続した場合の配偶者控除額は9億ウォンしか適用できません。したがって、配偶者の法定相続持分が30億ウォン以上にならないと配偶者控除額はそんなに多くないと思います。

(質問3)

日本において、家業を継いだ場合にはその家業の敷地の用に供されている宅地について小規模宅地等の減額(事業用)が適用されます。(その宅地の価額の80%、400㎡まで)韓国においては、基礎控除の家業相続控除額がそれにあたると思うのですが家業相続財産の価額の40%を控除という、その家業相続財産とはどのような範囲のもの？また、家業を継ぐのに40%控除は低い控除率では？

(回答)

家業相続とは中小企業で被相続人が10年以上継続して経営した企業の相続を意味します。家業相続に該当する場合、次の金額のうち最も大きい金額を相続税課税価額から控除します。

① 家業相続財産価額の100分の40に相当する金額、ただしその金額が60億ウォンを超える場合は60億ウォンを限度とするが、被相続人が15年以上継続して経営して

② 2億ウォン。ただし、その家業相続財産価額が2億ウォン未満の場合にはその家業相続財産価額に相当する金額とする。

家業相続財産は個人企業の場合、家業に直接に使用される土地、建築物、機械装置等の事業用資産をいい、法人企業の場合、家業に該当する法人の株式等をいいます。

2006年、相続税法は被相続人が5年以上営業した事業で家業相続に該当する場合、家業相続財産価額から1億ウォンを限度に控除していたが、2007年、家業相続財産の20%、30億ウォンを限度に控除額を拡大する代わりに、適用要件を強化し、被相続人が15年以上経営した企業で代表役員としての在職期間が事業経営期間の80%に該当する場合に限定されました。

2008年、家業相続の適用要件は緩和され、控除範囲が拡大される方向に税法が改正されました。家業相続財産の40%に該当する金額を60億ウォン(80億ウォン、100億ウォン)限度に控除額を増やし、被相続人の代表役員在職期間も10年以上経営した企業で代表役員としての在職期間が事業経営期間の60%に該当する場合に要件が緩和されました。

中小企業を安定的に成長させ、雇用維持及び競争力強化をサポートするために用意された家業相続控除制度が本来の機能を果たすべく事後管理を徹底的に行い、相続控除率を増加させようとする努力が必要だと思われます。

(質問4)

日本において、居住用の住宅の敷地の用に供されている宅地について小規模宅地等の減額(居住用)が適用されます。(その宅地の価額の80%、240㎡まで)その要件は、被相続人の居住の用に供されている建物の敷地で、配偶者の取得や同居親族・別居親族の取得と継続所有が要件にありますが、その住宅自体には要件はありません。韓国においては、同居住宅相続控除がそれにあたると思うのですがその要件に、相続開始日から遡及して10年以上継続して同居した住宅であることとありますがその10年内の住宅の建替えや、転居による住替えがあった場合にも適用されないのでしょうか？

(回答)

次の要件をすべて満たした場合のみ適用します。

- ① 2009年1月1日以後に相続が開始すること
- ② 相続人が居住者であること
- ③ 被相続人と相続人が相続開始日から遡及して10年以上継続して同居した住宅であること。この場合、被相続人と相続人が大統領令に規定するやむを得ない事由に該当するため同居できなかつたときは、これを継続して同居したものとみなし、その同居できなかつた期間は同居期間に算入しない。
- ④ 相続開始日現在 1世帯1住宅であること
- ⑤ 相続開始日現在 無住宅者である相続人が相続した住宅であること

- 法第23条の2では‘大統領令に規定する事由’とは次の各号のいずれか一つに該当する場合をいう。

- ① 徴集
- ② 就学、勤務上の都合又は疾病療養の事由として企画財政部令で定める事由
- ③ 上記①及び②に類似する事由として「小・中等教育法」による学校（幼稚園、小学校及び中学校は除く）及び「高等教育法」による学校への就学、職場の変更や転勤などの勤務上の都合、1年以上の治療や療養が必要な疾病の治療または療養

同居住宅相続控除は期間基準(10年以上)を複雑に適用し、施行令第20条の2で提示する‘大統領令に規定する事由’に該当しない期間は基準に適合しないものとして解釈します。そして同居住宅相続控除の適用時は、被相続人と相続人が同居していた住宅が滅失し、再建築の工事期間のあいだ他の住宅で同居し、新築住宅が完工したのち継続して同居した場合でも、再建築工事期間は同居期間に算入しない。